

地域密着型サービスに関する質問及び回答

番号	質問	回答
1	本体施設(広域型特養)の敷地内に、地域密着型(独立型又はサテライト型)特養施設を建設することは可能ですか。	地域密着型(独立型又はサテライト型)特養施設を建設する敷地を明確に区分し、本体施設(広域型特養)の増築ではなく、地域密着型(独立型又はサテライト型)特養施設を単独施設として建設する場合は整備可能です。詳細については、特別養護老人ホームの設置認可の所轄庁である千葉県(高齢者福祉課 施設整備班)と協議願います。
2	上記1の質問において建設可能な場合、本体施設と増設施設を廊下で接続することは可能ですか。	本体施設と一体(本体施設の増築)の建物とみなされなければ整備することが可能です。詳細については、特別養護老人ホームの設置認可の所轄庁である千葉県(高齢者福祉課 施設整備班)と協議願います。
3	上記1の質問において建設可能な場合、本体施設と併用できる諸室(例として、調理室、医務室)を教えてください。	①本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りることとなっています。 ②サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りることとなっています。
4	上記1の質問において建設可能な場合、本体施設と兼務できる職員(例として、管理者、栄養士)を教えてください。また、独立型とサテライト型による配置基準の異なる職種はありますか。	①以下の職員については、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設入所者に適切にサービス提供できるのであれば、これらを置かないことができます。 ・医師 ・生活相談員 ・栄養士 ・機能訓練指導員 ・介護支援専門員 ・調理員、事務員その他の職員 ②独立型とサテライト型による配置基準の異なる職種はありません。ただし、独立型の場合は、①は適用されません。
5	本体施設(広域型特養)の隣接地に、地域密着型(独立型又はサテライト型)特養施設を建設することは可能ですか。	隣接地に地域密着型(独立型又はサテライト型)特養施設を建設することは可能ですが、詳細については、特別養護老人ホームの設置認可の所轄庁である千葉県(高齢者福祉課 施設整備班)と協議願います。
6	地域密着型特養と併用できる事業(例として、短期入所生活介護)について教えてください。建設予定地は市街化調整区域です。	併用する事業について、個別具体の事業計画を明確に示されたうえで、開発担当課(市街地整備課)と別途協議願います。なお、第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた事業(小規模多機能型居宅介護)を併用する場合は、整備することが可能です。
7	上記6の質問において、夜勤者は兼務できますか。	地域密着型特養施設において、夜間及び深夜の職員体制については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置することになっています。夜勤者は兼務できないことになっています。

地域密着型サービスに関する質問及び回答

番号	質問	回答
8	<p>上記6の質問とも関連しますが、地域密着型特養に有料老人ホームを合築することは可能ですか。建設予定地は市街化調整区域です。</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホームを主用途とする併設施設(特定施設ではない有料老人ホーム)については、原則整備することが可能です。ただし、その場合、併設施設の入所定員は主用途である地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を超えないものとします。なお、詳細については、千葉県(高齢者福祉課 施設整備班)及び市の開発担当課(市街地整備課)と協議願います。</p>
9	<p>補助金に関して、サ高住の場合、補助金は土地所有者が建物を建設した場合、土地所有者へ補助金がありますが、今回の場合、建物を土地所有者が建設すると、補助金はどこへおりののでしょうか。それぞれ条件が異なる場合はどうなりますか。 土地は土地所有者、建物は運営会社の場合 すべての所有が運営会社の場合</p>	<p>施設整備に対する補助金については、市内で介護施設等を運営しようとする者が、自ら当該介護施設等を整備する場合に交付するものです。</p>